

## 特定秘密保護法の採決強行に強く抗議する

12月6日、参議院本会議において「特定秘密保護法案」の採決が強行され、特定秘密保護法が成立した。

特定秘密保護法は、国民の目と耳、口を塞ぐ人権侵害の法律であり、基本的人権と平和主義を脅かす違憲立法である。

この危険な法案に対して労働組合をはじめ、市民・宗教者・学者・弁護士・マスコミ各社など各界、各層から反対や懸念の声がかつてなく急速に広がったにもかかわらず、こうした世論をことごとく無視し、審議を尽くさぬまま衆議院に引き続き参議院においても強行採決を行った暴挙に対して強く抗議する。

同法は、「特定秘密」の範囲が政府の裁量で際限なく広がる危険性を残しており、秘密情報を提供した者にも取得した者にも重い刑罰を科すことを規定している。

この法律によって、市民の知る権利は大幅に制限され、国会の国政調査権が制約され、取材・報道の自由、表現・出版の自由、学問の自由など、基本的人権が著しく侵害される危険がある。さらに秘密情報を取り扱う者に対する適性評価制度は、本人の犯罪歴や経済状況などはもちろん、家族や親族の氏名、年齢、国籍、住所などの個人情報調査される可能性があり、プライバシー侵害の領域に踏み込むものと言わざるを得ない。

同法は、10月25日に閣議決定、11月7日から衆議院で審議に入ったが、国民の知る権利に直結する重要法案にも関わらず、審議時間は衆院で約46時間、参院で22時間の合計約68時間と、過去の重要法案の審議時間と比較しても極めて短いものであり、急速に広がる反対の声に耳をふさぎ、稀代の悪法成立を駆け足で進めた政府・与党とそれに手を貸した政党・政治家には厳しい審判が下されるであろう。

法案審議が始まる前に行われた9月段階のパブリックコメントの集計では、反対が77%、賛成が12%、その他10%という結果であったが、同法が成立後に新聞社が行った緊急世論調査の結果は、国会での議論が「十分だ」は11%にとどまり、「十分ではない」が76%に達した。賛否については賛成24%、反対51%となり、法律が成立してもなお反対が多数を占めている。

国鉄労働組合は、すべての労働組合や市民団体と協力・共同を広げ、同法の廃止に向けた運動をただちに開始するとともに、安倍政権が進める対米従属と財界奉仕、国民の暮らしや福祉の切捨て、「戦争する国づくり」への企てに対して断固としてたたかうものである。

2013年12月9日  
国鉄労働組合